

事故収束・廃止措置等の安全確認に係る県の対応について

平成２４年１１月３０日
福島県原子力安全対策課

1 始めに

- 「中長期ロードマップ」第１期の主要目標である４号機使用済燃料搬出の具体化等の進捗
- 特定原子力施設に指定され、原子力規制委員会の管理下で、法に基づく特別な安全規制行政がスタート
- 政府事故調査・検証委員会等のリスクコミュニケーション改善の指摘

2 発災後の県の対応と現状

- 発災直後から、国と東京電力に対して、すみやかな事態の収束と進捗状況をわかりやすく丁寧な開示等を要請
- 応急的措置の進捗を踏まえ、現地調査等による確認を実施するとともに、仮設設備の信頼性確保等について、国、東京電力に適切な対応を要請（別紙）
- 県民の間には「事故は収束していない」、「現在の状況は安全が確保されているのか疑問」など、国、東京電力の情報公開、対応への不信。
- 事故の完全収束とその後の長期間にわたる廃炉措置の完了に至るプロセスの環境影響リスクの適切な認識と評価が必要
- 一方向の情報伝達ではなく、関係者・組織間で情報や意見を交換する相互作用的過程を充実させ、理解と信頼のレベルの向上を目指すことが重要

3 今後の安全確認に係る課題の整理

- 現在、安全確保協定をどうするか。従来の安全協定等に基づく会議・組織をどのようにするのか等、様々な論点について整理
- 今後の国、事業者の取組の確認に際し、立地自治体としての「技術的事項」への関わり方についても検討課題
 - ・ どのような技術的な知見、判断が求められるのか。
 - ・ どのような技術的な検討を行う仕組みを構築するのか。
 - ・ 外部専門家からの助言の必要性についてどう考えるか。
 - ・ どのような専門家からの助言を必要としているのか。